

中高生向けビジネスアイデアコンテスト開催事業業務委託仕様書

1 事業の目的・概要

(1) 事業の目的

山梨県では、本県における起業家の創出・育成、起業機運の醸成などのため、県内中高生から参加者を募り、ビジネスアイデアコンテスト等を開催する。中長期的には事業を通じて、若者起業家の増加及び県内企業への定着率の向上を目的とする。

(2) 事業概要

県内の中高生を対象にビジネスアイデアコンテスト等を開催する。

- ・対象: 県内の中学生及び高校生(個人参加又はチーム参加)
- ・目的: 起業家精神の修得、県内産業及び県内企業に対する愛着心の醸成
- ・内容: キックオフイベント(事業説明会、起業家による講演会、ビジネスプラン作成に係る知識の修得講座)の開催
ビジネスプランの作成及びブラッシュアップの支援(フィールドワークを含む)
ビジネスアイデアコンテスト等の開催

2 委託業務の内容・留意事項等

(1) 委託業務の内容

(イ) 全般的事項

- ・ 県内企業や若手起業家を講師やメンターとして巻き込むことで、県全体の起業・創業機運の醸成に資する内容とする。
- ・ 多くの学校から参加者を集められるよう、県内の中学校及び高校を訪問し、本事業の周知、普及を図る。
- ・ 事業終了後参加した中高生からアンケートを聴取し、起業意欲が高まったもしくは県内企業への就職意欲が高まったと回答した割合が60パーセントを超えるよう事業実施にあたり創意工夫をすること。

(ロ) キックオフイベントの開催

- ・ 事業説明会を兼ねたキックオフイベントを開催する。
- ・ 若者の身近な手本となるような先輩起業家の講演などを行うことで、「起業家精神(アントレプレナーシップ)」を学ぶ機会とする。
- ・ 起業やビジネスプラン作成にかかる基礎知識を習得できる場とする。

(ハ) ビジネスプラン作成支援(フィールドワークを含む)

- ・ 取り上げた課題にかかるビジネスアイデアの抽出、ビジネスプランの作成の支援を行う。
- ・ 企業への現場ヒアリングやフィールドワークを通じた課題の探究を支援するとともに、その課題の解決に向けたビジネスプランのブラッシュアップを支援する。

- ・ 学生のメンター（指導者）として県内企業や若手起業家を配置することで、ビジネス視点でアイデアをビジネスプランへ昇華するプロセスを学ぶとともに、県内企業や若手起業家との接点を創出する。
 - ・ 学生のメンター（指導者）として金融機関等を配置することで、競合優位性の分析やマネタイズ面などの面から、作成するビジネスプランのレベルの更なる向上を図る。
 - ・ ビジネスプランの作成にあたっては、県内企業と連携すること条件とし、学生と県産業との接点を創出する。
- (イ) コンテスト予選会の開催
- ・ チームごとにビジネスプランをプレゼンテーションし、起業支援の専門家を含めた審査員による審査・助言を行うとともに、最終審査に参加するチーム（上位 10 チーム程度）を選出する。
 - ・ 中学生については、チームごとにビジネスプランをプレゼンテーションし、企業支援の専門家を含めた講評者による講評を行う形式も可とする。
- (ロ) コンテスト本選の開催
- ・ 審査会において、表彰するチーム（上位 3 チーム程度）を決定するための最終審査を行う。

(2) 留意事項

- ・ 参加者数は中高生合わせて 25 チーム程度を想定
- ・ 日程詳細は、県と協議して確定すること
- ・ 会場については、受託者にて確保すること
- ・ 本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託者として決定した際のプロポーザル提案書に記載した事項のうち、山梨県の指示するものについては実施すること。

(3) その他

- ・ 事業の告知にあたっては、山梨県のスタートアップ支援サイト「STARTUP YAMANASHI」を活用すること。その他、チラシや受託者独自の WEB サイト等で告知を行うことも可とする。

3 委託費の支払い

- (1) 委託費は 3,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額、支出額を管理することとし、委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書によりまとめ、山梨県に対して報告する。
- (3) 山梨県は提出があった委託業務実績報告書について、内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定する。

※人件費を委託料に含む場合は、人件費の単価の根拠、委託業務に関わった日数や時間、業務の内容がわかる資料を提出すること。

- (4) 山梨県は、検査の結果、当該委託業務が契約の内容に適合すると認めるときは、委託業務に要した額と、契約金額とのいずれか低い額を支払う。

4 委託事業の一般原則

- (1) 事業の再委託は原則禁止とし、必要な場合は山梨県と協議の上、決定する。
- (2) 応募者のプライバシー保護や応募者から取得した個人情報の使用には十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
- また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。
- (3) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (4) 本事業の実施で得られた成果、情報(個人情報を含む)等については山梨県に帰属する。
- (5) 事業内容に応じて、オンライン形式による開催によっても、対面形式(リアル)による開催と同等以上の事業効果が期待できる場合は、オンライン形式による開催も可とする。また、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、山梨県との協議の上、オンライン形式により開催することとする。

5 委託事業の運営

受託者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

6 委託事業の実施状況の報告

受託者は、契約締結後、山梨県からの求めがあれば、委託事業の実施状況を、山梨県に報告するものとする。

7 個人情報の取り扱いについて

委託業務の範囲において、BCC でメール送信する業務が想定される場合は、TO や CC で送信する誤りを防止するシステムやツールを使用すること。

8 その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、山梨県と受託者で協議の上、業務を遂行する。